(取扱説明書)

※注意とお願い
世界一コンパクトに成るCARACLE-Sですが、公共交通機関等を使っての御使用は他の方の迷惑に成らない様ご注意ください。
尚、通勤通学時間の御使用はしないでください。

取扱説明書

CARACLE-S(20インチ折畳み自転車)

このたび、お買い上げ誠にありがとうございます。

自転車を安全かつ快適にご使用いただくために、必ずお読み下さい
お求めいただきました自転車の性能を十分に引き出し、安全にお乗りいただくための注意を記載してあります。お乗りになる前にこの取扱説明書をよくお読みいただき、正しくご使用下さるよう、お願いいたします。また、この取扱説明はお読みいただいた後、大切に保管して下さい。
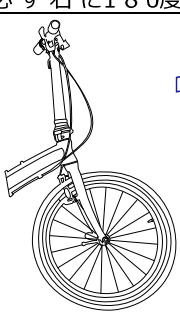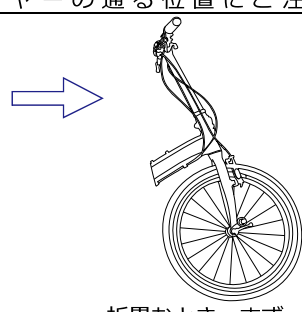
目次

1.特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 2
2.安全のご注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 2
3.自転車の各部なまえ/仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 3
4.折畳み手順と展開手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 4
5.日常点検と調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 7
6.調整するとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 8
7.お手入れと保管について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 9
8.防犯登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 9
9.その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 0
10.交通ルールを守りましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1
11.定期点検.整備チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 3
12.保障規定/保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 4

1.特徴

- 20インチでありながら世界最小の折畳みサイズ
- 106㎝ロングホイールベースとエアサスペンションで乗り心地抜群
- ワイドレシオの外装9段変速機でスポーツ走行
- コインロッカーやスーツケースにも収納可能

2.安全のご注意（1）

警告

折畳自転車を組立てる際は、前フォークの向き（※必ず右に180度回し）やワイヤーの通る位置にご注意下さい。

正常状態

折畳むとき、まず　ハンドルを右回りに１８０°回してください。

caracle-s使用条件 ※適応乗員体重　８０ｋｇ以下

修理やパーツの取り付けは、自転車の販売店にご相談ください。ハブステップの取り付けは禁止されています。自転車を改造しないこと。
取扱説明書に記載されている指定箇所以外の調整は、危険ですので絶対にしないようにお願いたします。(不当な改造に起因する故障は保証対象外です)。立ち漕ぎは避けて下さい(これによる事故、破損は保証対象外です)

安全のご注意（2）　※立ち漕ぎ・手離し運転禁止

注意
組立ては各部に緩みやガタがないよう、確実に固定して下さい。ガタや異常がある場合は、使用を中止し、自転車専門店に相談下さい。
組立て後は、異常がないことを確認してから乗車して下さい。
組立て際や折畳む際などヒンジ部などに手を挟まないようご注意下さい。
荒地・悪路の走行はお控え下さい。
無灯火走行は法律で禁止されています。夜間走行及び、暗い場所を走行する際は、ライトを点灯させて下さい。自転車本体にライトが付いていない場合は自転車販売店でライトを買い求め下さい。

3.各部のなまえ／仕様

ハンドル固定レバー
サドル
ハンドル
グリップ
ブレーキレバー
折畳みハンドルポスト
Spクランプ
ブレーキワイヤー
シートポスト
フレーム
ハンドルポスト折畳みレバー
シートポスト
固定レバー
サスペンション
Spバー
ヘッドチューブ
リフレクター
前フォーク
前
ブレーキ
リム
固定金具(後)
タイヤバルブ（仏式）
フレーム
折 畳 み
レバー
タイヤ
変速ギア
スポーク
変速機
スタンド（オプション）
チェーン
クランク
ペダル
固定金具(前)
ハブ
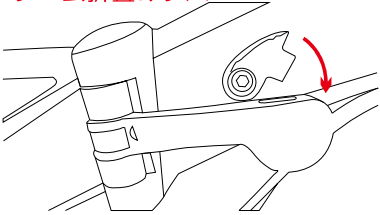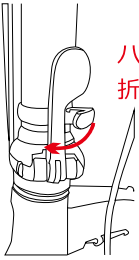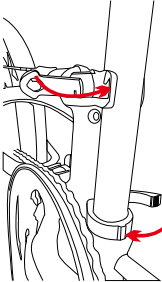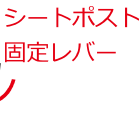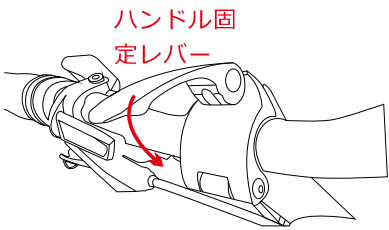
4.折畳み手順と展開手順

① 折畳む際はペダルを畳み、サスペンションの位置に右ペダルを移動する。	
②ハンドルポスト折畳みレバーを解除し、ハンドルポストを折畳む。	
③フロントフォークを後ろ向きに回す(右回し)。	
④SPクランプのレバーを解除し、後部フレーム(後輪を支える部分)を下方に折畳む。	
⑤フレーム中央部の折畳みレバーを解除し、左手でヘッドチューブを持ちながら左に180°折畳む。前後の固定金具を吸着させて下さい。	

4.折畳み手順と展開手順

⑥サドルを下げて、折畳み作業完了。	
⑦サドルをもって移動も簡単 ※図の矢印の方向に押して下さい。 逆には進めません。	

⚠ ロック必要箇所(展開時は必ずロックして下さい)

※フレームの折畳み部分がロックされているか必ず確認すること。

● 展　開　手　順

①シートポスト固定レバーを 操作してサドルを上げる。	
②前フォークを持ってフレーム を開き、フレーム固定レバー を締める。フロントフォーク を前方に向ける(左回り)。	
③ ハンドルを起こし、ハンドル ポスト固定レバーを締める。	
④ サドルを押し下げて後輪を 後方に展開し、SPクランク 固定レバーを締め、 ペダルを展開する。	

● 注意事項

※ 展開するとき、必ず各ロック金具がきちんと　ロックしているかのを確認して下さい。事故につながる可能性がありますのでご注意下さい。

5.日常点検と調整

●乗る前に必ず点検し、安全を確かめてから乗って下さい。
●変形や破損している部品は必ず新品と交換して下さい。

変形や破損したまま使用をつづけると、大きな損傷や事故につながるおそれがあります。

●各部ネジのゆるみについて

①10cmほど持ち上げて軽く落とす
※異音(がたつき)がする場合はネジ類がゆるんでいる可能性があります。
②左右のブレーキレバーをにぎり、自転車を前後にゆする。
※ガタがあればヘッドがゆるんでいたり部品が破損している恐れがあります。

フレームについて

① 変形やヒビ割れはないか

サドルについて

①サドル下のボルトが確実に固定されているか
②限界表示（ＭＡＸ）を超えていないか
③上下の固定レバーは2つとも確実に固定されているか

ハンドルについて

①にぎり（グリップ）の固定
②ハンドルの固定と角度

ブレーキについて

①ブレーキのきき具合
②ワイヤーのサビ、ほつれ、切断
③ブレーキレバーの固定
④ブレーキシューの当たり具合

タイヤについて

①タイヤのキズ.摩耗
②振れ.ガタ.回転性
③タイヤの固定(ハブのクイックレバーの調整)
④空気補充（仏式）
⑤空気圧の点検（前後タイヤ）

変速機について

①定期的に注油しているか

ペダルについて

①ゆるみやガタ、変形がないか

スタンド（オプション）について

①ネジ部分は確実に固定されいるか
カダや変形はないか

注油について

①可動部分に定期的に注油して下さい。ただしブレーキシュー（ゴム）やリムに油が付着しない注意して下さい。

6. 調整するとき

サドルの調整 ①高さを調整する際は、SPクランプとシートポストの固定レバーをゆるめて上下して下さい。 その際、限界表示（ＭＡＸ）ラインがシートポスト支え（SPクランプ)を超えない範囲で調整して下さい。 ②前後位置や角度の調整を行う際は、サドルの取付ボルトを緩めて動かして下さい。 調整後は確実に固定して下さい。	
ハンドルの調整 ① ハンドル固定レバーを緩めて角度を調整して下さい。 調整後は確実に固定して下さい。 ②折畳み時はハンドルの角度を調整し折畳みやすい位置で固定して下さい。	
スタンド（オプション）について ①スタンドを装着する場合、純正なオプション品を使って下さい。 2本のボルトで確実に固定して下さい。 ②スタンドの長さは上のボルトを緩めて適正な長さに調整して下さい。 定期的に緩みやガタ、変形がないか確認して下さい。	

7.お手入れと保管について

お手入れのしかた

- メッキ.ステンレス部は、「サビ止め油」や「機械油」を少しふくませた布でふいて下さい。
- 乾いた布やブラシでホコリや汚れをよく落としてからお手入れして下さい。汚れがひどいときは水洗いをしてよく乾かして下さい。
- 湿気.粉塵の多いところに置くときは、お手入れの回数を多くして下さい。

●保管のしかた

※折り畳んだまま長期間置かないでください。

- 雨のかからない乾燥した場所に保管して下さい。屋外に保管される場合にはサイクルカバーやビニールシートを使用して下さい。
- 盗難防止のため必ずカギをかけて保管して下さい。
- 転倒などしないように安全なところに保管して下さい。

8.防犯登録

防犯登録はお買い上げの際に必ず行って下さい。

●制度の意義

防犯登録は「自転車の安全利用の促進および自転車駐車場の整備に関する法律第12条第３項により義務づけられています。これは多発する自転車の盗難、さらに盗難自転車が駅前などに放置され、市民生活に支障を来たす状況を改善することを目的に制定されました。

●登録のしかた

防犯登録はお買い上げの販売店で行います。防犯登録は有料です。

●自転車が盗難にあった場合

地元の警察署に盗難届けを出して下さい。この時防犯登録ナンバーが必要になります。防犯登録ナンバーが不明だと自転車が見つかりにくくなります。防犯登録カードは保管しておいて下さい。

9.その他

● 自転車に関する法律

自転車の安全利用の促進および自転車などの駐輪対策の総合的推進に関する法律」第12条には自転車の利用者の責務として次の事項が定められています。

（1）自転車を利用する者は、道路交通はその他の法令を遵守する等により歩行者に危害をおよばさないようにする等の安全など利用に努めなければならない。

（2）自転車等を利用する者は、自転車等駐輪場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

● 危険な運転に対する罰則

道路交通法により、次の罰則が課せられます。

5年以下の徴役または100万円以下の罰金

飲酒運転（酒酔い運転）　.3ケ月以下の徴役または5万元以下の罰金

信号機無視　一時停止無視　.右側通行　.5万円以下の罰金

夜間の無灯火運転　.2万円以下の罰金または科料　.2人乗り

並進（「並進可」の標識がある場所以外で、横に2人以上で並んで走行）

● 修理について

自転車が故障した場合は、お買い上げの販売店に修理を依頼して下さい。

修理が保証の対象になるかどうか（無償修理か有料修理か）は品質保証書の内容に基づき、お買い上げの販売店で自転車と品質保証書を確認の上、判断させていただきます。

インターネットや通信販売でお買い上げの場合は、それぞれの販売元へお問い合わせ下さい。

弊社での出張修理やお客様への補修部品の直接販売は行っておりません。

● 保険について

事故が起きた時のために、対人対物賠償保険に加入することをおすすめします。（弊社では保険の取扱はしていません）

● 公共交通機関（鉄道など）に乗車して自転車を手荷物として運ぶとき

自転車の持ち込みについては、交通機関により規則が異なりますので、持込可否や料金などについては、各交通機関の規則にしたがって下さい。

自転車は必ず折りたたんでキャリングバッグに収納し、他の乗客の迷惑にならないようにして下さい。

● 廃棄について

自転車を廃棄するときは、各地区のゴミ分別や回収のルールに従って下さい。

10. 交通ルールを守りましょう

1.自転車の正しい乗り方

- ●発進するときは、見通しのきく道路の左側で、後方と前方の安全を確かめる。
- ●右折、左側するときは、安全を確かめて停止の合図を行い、道路の左側に沿って停止し、左側に降りる。

2. 自転車の通るところ

- ●車道を通るときは、車道の左側に沿って通行する。
- ●自転車は路側帯を通ることができますが、歩行者の通行に大きな妨げになるところや、白の二本線の標示（歩行者専用路側帯）があるところは通れません。
- ●自転車歩道通行可の標識のある歩道は、つぎの方法により通行することができます。
  歩道の車道寄りの部分を徐行する。
  歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止する。
- ●自転車道のあるところでは、自転車道を通る。
- ●道路を横断するとき、近くに自転車横断帯があれば、自転車横断帯を通る。自転車横断帯がなく近くに横断歩道があるときは、自転車を押して横断歩道をわたる。

3．自転車が通行できる歩道、路側帯を通るときの注意

- ●歩行者の通行を妨げない。
- ●こども、身体の不自由な人が歩いているときは、一時停止が、十分速度を落とす。

停止　　左折　　右折

自転車および歩行者専用

ふつう自転車の歩道通行部分

自転車専用

自転車横断帯

4．交差点の通り方

●右折の方法

信号などや交通整理が行われているところ

信号がなく交通整理が行われていないところ

5. 自転車を駐車するときの注意

- 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないように注意し、必ずカギをかける。自転車駐車場のある場合にはそこに置く。

6. 走行中の注意

- 自転車のすぐうしろに続いたり、それにつかまって走らない。
- 自動車が渋滞しているときは、その前に割り込んだり、車の間をぬって前へ出ない。
- 他の自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争をしない。
- 横断、転回する場合は、自転車横断帯か横断歩道を押し歩いて渡る。これらがないところでは見通しのきくところで車の途切れたときに渡る。
- 止まっている自転車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、死角から歩行者がとび出したりするので注意する。
- 交差点近くでは、左折する自転車に巻き込まれないように注意する。
- 一時停止の標識があるところや狭い道から広い道へ出るときは、一時停止して安全を確認する。
- 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように明るく目だつ色の衣服を着る。
- 路面が凍結や工事中の鉄板などですべりやすいところや、風雨＋雪の強いとき、視界が悪いときは、自転車を押して歩く。
- 曲がり角や障害物で見通しの悪いところでは、スピードを落として注意して通る。
- 酒を飲んだときや疲れが激しいときは乗らない。

11.定期点検.整備チエックリスト

異常無し　調整、注油、修理、交換、掃除その他、装着されていない部品

点検の個所	点検項目	販売時	1回目 2ケ月	2回目 6ケ月	3回目 1年	4回目 1年半	5回目 2年	6回目 2年半	7回目 3年
フレーム.フロントフォーク	変形、折損、ヒビ割れは無いか ヘッド、ハンガー小物にガタや摩耗は無いか								
ハンドル	固定は確実か、高さは適正か 変形、折損、軽く回転するか								
どろよけ	変形、取り付けは適正か								
キャリヤ	変形、ガタ、折損は無いか								
車輪	固定は確実か、フレーム、フロントフォークに接触していないか								
タイヤ	切傷、摩耗は無いか、空気圧は適正か								
リム	変形、振れは無いか								
スポーク	緩み、折れ曲がり、切損は無いか								
ハブ	ハブナットの緩み、玉押しのガタは無いか								
ギヤクランク	ギヤ板の振れ、ヒビ入り（軽合金）、曲がり、ガタは無いか、締め付けは十分か								
ベダル	固定は確実か、取り付け部（クラング側）にバリは無いか 軸の回転は正常か、変形、カシメ、ねじの緩み、ガタ、折損は無いか								
フレーキ	利き具合は適正か レバーの引き代に余裕はあるか、ワイヤ類にさびやほつれは無いか ブレーキゴム類の減りは無いか								
変速機	作動は確実か								
チエーン	油切れ、たるみは無いか、ギャとの歯み合わせは適正か								
サドル	固定は確実か、高さ、シートポストの挿入量は適正か 取り付け位置、ガタ、損傷は無いか								
リフレクター	汚れ、ガタ、破損は無いか、								
スタンド	作動は正常か、ガタ、変形、折損は無いか								
ベル.ブザー	作動は正常か、変形、緩みは無いか、								
その他	各部のねじの緩み、損傷は無いか								
注油箇所	チエーン、ワイヤ、変速機、ブレーキレバー 、スタンドの支点、								

実施店　実施者氏名	実施名	年 /	年 /	年 /	年 /	年 /	年 /	年 /	年 /
保証書に印字されている品番および車体番号を転記してください 品番　車体番号	確認印								

12.保障規定

- 本保証書はお買い上げ店で記入捺印することにより有効となります。
- 本保証書の提示がないと保証修理は受けることはできません。
- 本保証書は紛失されでも再発行はいたしません。大切に保管して頂くようお願いいたします。

注意

- 本保証書は日本国内で販売された自転車で、車体番号の刻印があるものに適用されます。海外に持ち出す場合は、現地での保証修理はできません。帰国後の対応となります（This warranty is valid only in Japan）

以下が原因で起きた故障は保証修理対象外となります

- 本取扱説明書の記載内容に従わない使用や取扱いにより生じたもの。
- 本自転車の部品の交換や勝手な修理により発生した故障。
- ２人乗りや最大裁量の超過、夜間の無灯火運動など、法令の違反行為によって生じたもの。
- 点検や整備の不備、異常や不具合を放置したままの状態で使用したことにより生じたもの。
- レンタルサイクルや業務用などで不特定多数の人が使用される場合。
- 地震、落雷、火災、水災、公害、その他人災や自然災害によって生じたもの。
- 通常の使用で生じた部品の摩耗、疲労破損によるもの。
- 使用するにあたり、走行する上で機能上影響のない感覚的な現象。（音、振動）によるもの。
- 一般に自転車が走行しない場所（山岳、河川、土手など）での走行、あるいはレースなど、通常の使用目的とは異なる状況での酷使により生じたもの。

保証期間

- お買い求めの日から１年間となります
- 保証期間が経過している場合の修理についても、ご不明な点がございましたら、お買い上げいただいた販売店にご相談下さい。

切り取り線

保証書

（お客様用）

車名　CARACLE-S

車体番号

サイズ

カラー

お買い上げ日　年　月　日

●お客様

ふりがな
お名前

ご住所(　　　)

TEL

●販売店

店名

住所

TEL

- 改造車や部品の交換車は保証対象外
- 保証期間　お買い上げ日より一年間
- 販売店の押印およびお買い上げ日がなければ無効です。

切り取り線

※本説明書の巻末が保証書となっております。
修理する場合は必ず裏の保証書を記入し、切り取って送ってください。

株式会社 テック・ワン
〒580-0006
大阪府松原市大堀1−1−12

切り取り線

郵便ハガキ

580006

切手を貼って下さい

大阪府松原市大堀1−1−12
株式会社 テック・ワン
第二創業事業部行

切り取り線